相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区粉浜二丁目三六番地、最後の住所大阪府岸和田市別所町一丁目五番一六号　被相続人　亡　江夏　正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区昭和町一丁目一一番、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区昭和町一丁目一一番六号　被相続人　亡　髙田　年惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階　相続財産管理人　宮岡　恒子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市桑原田町四三二番地の一、最後の住所兵庫県加西市桑原田町六〇七番地の七四　被相続人　亡　神戸とくゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十日

兵庫県小野市上本町一七〇番地　相続財産管理人　石田　健郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目三三三番地、最後の住所兵庫県西宮市仁川五ケ山町三番一八号　被相続人　亡　和氣　圭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十日

神戸市中央区多聞通二丁目五番一四号西田ビル二階　相続財産管理人　弁護士　重成　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県光市室積二丁目四四八番地、最後の住所山口県光市室積二丁目八番三八号　被相続人　亡　板永　昭三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十日

山口県光市室積東ノ庄一八番一〇号　相続財産管理人　守田　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市阿波町善地一一九番地、最後の住所徳島県阿波市阿波町丸山九三番地一九　被相続人　亡　秋田　富一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十日

徳島市新蔵町三丁目九番地一　相続財産管理人　弁護士　小巻　真二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城一五四番地、最後の住所愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城五二七二番地　被相続人　亡　長山　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十日

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城四一七一番地一マイスターハウス一〇三号　相続財産管理人　司法書士　増本　園

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市南区野多目四丁目八一六番地七、最後の住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄西五丁目三番四号　被相続人　亡　髙橋　潤一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十日

福岡市中央区大濠公園二―三五　THE APARTMENT　六〇三　相続財産管理人　司法書士　宮薗　篤

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十月十日

一、墳墓等所在地　石川県金沢市粟崎町ト一二五他九筆

一、墳墓等の名称　粟崎町墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

無縁墳墓墓碑番号　一番から六番

一、改葬を行なおうとする者　石川県金沢市粟崎町く三三番地　粟崎町墓地管理会　会長　浜谷　晃

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年10月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ハナキ不動産　②大阪府知事(6)33599　③代表取締役　花木みゆき　④大阪府茨木市西福井２丁目14番１号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府茨木市西福井２丁目14番１号　株式会社ハナキ不動産　代表取締役　花木みゆき

無縁墳墓等改葬公告

田中株共同墓地墓石整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成二十四年十月十日

一、墳墓等所在地　兵庫県篠山市栗柄岩谷一〇一

一、墳墓等の名称　田中株共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県篠山市栗柄一六三　田中株共同墓地　責任者　上田　秋夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十月十日

一、墳墓等所在地　宮崎市新別府町城元二六二番地

一、墳墓等の名称　新別府町城元墓地

一、使用者の氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　宮崎市新別府町城元二六〇番地　新別府町墓地管理組合　組合長　仁田脇正人